

第7次山形県教育振興計画推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 本県の教育施策について幅広く意見を聴取し第7次山形県教育振興計画を推進するため、第7次山形県教育振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 第7次山形県教育振興計画の推進に関すること。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項に規定する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、教育に関し学識経験等を有する委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、教育長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長1名を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長が不在のときは、教育長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。
- 4 会議の議長は委員長が務める。
- 5 教育長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を招き、意見や説明を求めることができる。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、教育局教育政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月17日から施行する。